

史 談

2012 (H24) 4・15

■ 研究発表会、開催される

去る二月二十六日、中央公民館で会員による研究発表会が開かれました。当日は竹田伊智子氏の「鷹山地区の史跡巡りについて」と、宮本晶朗氏の「塩田行屋の伝たちとその調査について」の発表が行われ、共にスライドを活用した説明に対して質疑や活発な意見の交換があり、さらなる調査が期待される会合でした。



その後の交流会は「飛び入り」の参加者も含めて、少しばかりのアルコールながら話がはずみ、たちまち時間が過ぎてしまいました。年に一度ですが、またこうした機会を持ちたいと思います。(川)

■ 荒砥の街の移転のこと 守谷 英一

1、3月11日のこと

平成23(2011)年3月11日から1年が経とうとしている。千年に一度といわれる大きな災害だった。「だった」と過去形で述べたが福島現状を考えると、まだまだ過去のことはできない。原子力発電所は本当に落ち着いた状況なのか、その周辺の地域は生活できる環境なのか。未解決のことは多く残されている。

また、宮城や岩手の現状も災害を過去形で語ることができるほど、復興が進んでいる訳ではないようだ。

多くの人たちが「避難先」で生活している。今後の暮らしをどう立てて行くか、まだまだはっきり決められないとの報道もある。その人たちにとってはあの日以前の生活はまだまだ戻ってはいないのだ。

2、高台への移転

東日本大震災の復興の鉤の一つは、安全な場所に新しく街を作ることだということを当初から聞いていた。かつて三陸海岸を旅行したとき、高い防潮堤があることに驚いたことがある。こんなに高いものが本当に必要なのだろうかと妻と話した記憶がある。安全な暮らしを願う人々の思いが驚くほどの防潮堤を作らせたのだった。

今回の津波はそんな人々の願いを飲み込む想像以上の大津波だった。かろうじて津波の災害から逃れたのは、過去の津波の経験を生かして、津波の届かない高台に住居を移した集落だったという。それらの集落の人たちは、ある高さの土地以下には家を建てないように言い伝えた。海辺の低い土地は水田になったり、漁具の置き場になったりした。そして、多少の不便を我慢しながら、高台の住居から、仕事場である海辺に通った。

3、荒砥の街に関わる言い伝え

荒砥の街は、かつて、駅の西方の最上川との間、現在の神明堂を中心にして広がっていたと聞いたことがある。最上川の氾濫を避け、現在の位置に移ったという。そのことについて、長岡規矩雄氏は自身の編集した『荒砥町史』のなかで様々な角度から論じている。そして、先人は、最上川の洪水を避けるために、高台の現在地に市街を形成するに至ったことは間違いのないとの結論に達している。

このことを裏付ける文書は残されていない。しかし、神明堂の周辺に古井戸が多く、田畑の区画がきちんとしていること、荒砥の庶民が特定の神社を持たないこと(八乙女八幡神社は家中衆の奉祀する神社であった)、荒砥上町が石那田と馬場の二村からなる市街地であること、また畔藤への旧街道が深山と稲荷丘の西麓を回って通じていることなどが荒砥市街地の移転を裏付けると長岡氏は書いている。

私は十分に信頼できる説と思う。例えば、神明堂の周辺を発掘することなどの考古学的手段で、そこに街区があったことは証明できそうに思われる。しかし、私の興味はそこにはない。

4、集落移転へ動かす力

三陸地方は、近代になって昭和8(1933)年の

三陸津波や昭和35（1960）年のチリ地震津波など数度の大きな津波被害を受けている。それにもかかわらず、なかなか高台への移転は進まなかった。住み慣れた土地を離れるということは人々に取っては容易なことではなかったということでもあり、冒頭でも書いた驚くほどの高さを持つ防潮堤の建設ということも関係しているのだろう。今回の大災害にしても、「千年に一度の」という形容詞を付けて呼ばれるように、過ぎてしまえば時がその恐ろしさを風化させてしまうということもあるだろう。インターネットで検索して、過去の津波による集落移転を扱った論文を2、3読んでみた。その論文は集落移転がどれほど難しいかが記載されていた。当初は移転したものの、漸次元の土地に復帰したり、災害地への仮小屋が本建築に変わっていったりした例が少なからず報告されている。

しかし、荒砥の場合は、ほぼ完璧に集落が移転していることになる。そこにどのような合意が形成されたのか、合意を形成するためにはどのような力が働いたのか。当時の荒砥の庶民たちの動きが私には興味深い。それを知ることはできないが様々な思いが交錯し、そしてせめぎ合いながらも一つの合意を形成していったのだろうと想像する。

こどものころの羽越水害の有様を思い出すと、先祖たちの決断が実に適切だったことに感動する。移転当初には懐疑や後悔なども多くあっただろうが、数百年後にその判断の正しさが証明されることになった。私たちは、この災害に当たり、そういう判断と決断ができるのだろうか。今こそ本当にみんなの知恵を出し合う必要を感ずるのだ。

■ またも「大般若」のこと

「犬も歩けば棒にあたる」とはよく言ったものである。先日、所用があつて中学時代の恩師でもある西高玉の高橋氏を訪ねた時、雑談の途中で思い出したように「昔、冬場に大般若の写経をしたことがある」というのである。更に聞けば、「一巻を朝から晩まで、薄く書かれた文字の上を筆でなぞった。十日ぐらいかかったが、一万円で納めた。六十巻目ぐらいのところだった。字数にして八千字ぐらいあったと思う。草岡の洞松寺のもので、あれはどうなっただろう」という。

「大般若経」は六百巻あるが、そのうちの一巻を写経して納経したというのである。初めて聞いた話だった。それまでお経はみな版木によって刷られた経本を、業者から買い求めるものと思い込んでいたので、少し面食らった。「般若心経」には筆で文字をなぞる形のものがあることは知っていたが、「大般若経」の写経とはどういうものか、僧侶の修行としては聞いたこともあるが、一般の人の話は聞いたことがない。いままでに見たお経の中にも写経という形で奉納されたものがあつたのだろうか。また、それは出来上がったお経を買い求めるのと、どこが違うのだろうか。写経した上にさらに一万円の「納経料」というのは当時としてもたいそうな額で、経済観念はおろか、単に信仰心だけで割り切れるものだろうか・・・などと、いつもの癖で良からぬ考えが頭をかすめた。

それでも一人二巻ずつで三百人である。一巻を仕上げるにおおよそ十日間かかるという時間を、いかに冬場はヒマがあるとはいえ、写経という特別な書き手の人を確保できたものだろうか。問わず語りに「あれはどうなったものだろうか」と高橋氏がいうのもうなずける話である。

善は急げ、草岡の曹洞宗洞松寺を訪ねた。この寺では以前にお経を拝見させてもらっているが、その時は気がつくはずもなく、「大般若経」の写経などということは想像もできなかった。

事の次第を話すと、若い住職は寺の本堂に招き入れて「これの事でしよう」と廊下の上の方を見上げた。その張り紙には「大般若経」の何巻目を誰が写経したか書き記されてあつた。たどっていくと五十六巻目に高橋氏の名前があつた。住職の話では「大般若経」はすでにあつたが、先代の住職が新たに写経によって「大般若経」を揃えようと取り組んだもので、道半ばで死去したため中断したままになっているといい、裏から写経する前のもので、薄く印刷されたお経の本を出して見せてくれた。中に写経の勧めや心得を書いた趣意書のような薄い冊子がはさまれていた。

それによると昭和六十一年のことで、一年間に百巻、六年かけて完成させる予定だったらしい。残念ながら八十四巻までしかできず、写経が終わったものと残りの材料は今も奥にしまわれたままだという。冊子によ

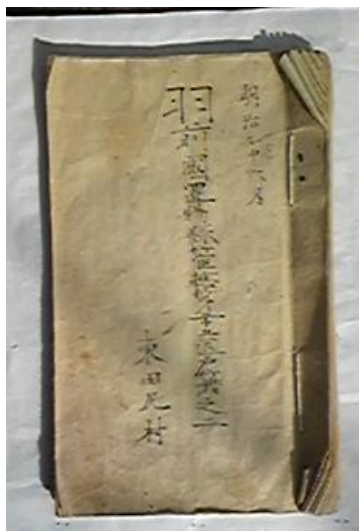
れば納経料の一万円のうち、お経や表装などの仕上げまでの諸費用が七千円、寄進分が三千円となっていた。一番多くの巻数を手がけておられたのは小野幸子という人だったが、聞けば先代住職の奥さんで、九十歳を超えて健在だというからこれも驚きだった。

後日、事のあらましを高橋氏に伝えに行った。先年、奥さんを急病で亡くされたが、八十四歳で「目と耳が悪くなった」と言いながらも川柳を作り、一人で気丈に暮しておられる。「大般若経」の功德ここにあり。話を聞いて安堵されたのか、顔を上気させて喜んでくれた。二月も下旬だがまた粉雪が舞い、寒い日が続く。それでも雪は上と下から消えている。(山)

■ 明治五年・壬申戸籍

1

連日、屋根の雪下ろしに追われながら、頭の中では例の文書をどのように扱うべきかが頭から離れない。その文書とは「明治壬申六月 羽前國置賜縣管轄第二十五区 戸籍の二 東田尻村」という表題のついているもので、体裁は縦三十センチ、横十八・五センチ、表紙と裏表紙を含めて三十三丁の和綴じで、紙は地元の深山紙らしい。綴じ紐がビニール紐になっているのは、いつの頃か切れたのを直したのだろう。ただ、中が抜け落ちたり、ページの順序が入れ変わったようすはない。



さて、これは例の「壬申(じんしん) 戸籍」といわれる明治五年の戸籍の原本なのか、あるいは写しなのか。(つまり本物を見ることができないので、写しであるかどうかはわからない) だが、仮に写しであっても現在はとうてい見ることができない稀有なものである。まして

原本だとしたら……。この間の事情を持ち主にどう説明したらよいだろうか。

この文書の存在そのものは、すでに昭和五十九年に地元のK氏によって明らかにされている。その後も彼は地区の新年会や史談会の研究発表会などに招かれた時など、地区の歴史についての話の中でこの文書に触れていたらしい。それは残っている話の下書きからもわかるが、この文書が持っている意味や性格は理解していなかったようである。そのせいか、今現在この文書ことを記憶して、関心を寄せている人は皆無といいいい。

前回の二十二号の「家の呼び名と屋号」の中でも少し触れたが、明治五年のいわゆる「壬申戸籍」については昭和四十三年から現在に至るまで、そのすべてを国が直接に管理・保管しており、しかもいっさいその所在の現況を明らかにせず、むろん閲覧も許可しないという方針をくずしていない。すでに相当の年数も経ており、当時とは状況が変わっているにもかかわらず、国の姿勢は変わる気配がない。

今回、文書の現物を手にして見る限りはおそらく「原本」、あるいはその「控え」であろうと思われる。その根拠としては、

- 1、書式が定まっていること。すなわち「一番屋敷居住」にはじまり、「氏神」「寺」までの形が整っている。
- 2、戸主の実父の「亡」が、名前の後に記されている。また、同居している家族にすべて「壬申年」が書きこまれている。

ことなどである。

また、当時こうしたものは正・副二通作って正本を提出し、副本を「控え」として地元役場に残しておくことがよくあり、それらが後になって出てくることもあるらしく、村役をしていた旧家などにはまだその種の文書が埃をかぶって残っていることは十分に考えられることで、今回の文書もその類かもしれない。

2

ところでこの文書には、この種の戸籍が過去にトラブルの種になったような記述はないといいいい。それとは別にこの文書によってはっきりしたこともある。以下、気になったことを列記する。

- 1、氏神はみな熊野神社になっているのは、以前に高橋氏から出てきた氏子札と一致している。現在の皇太

神社はこの時点でまだ我妻家の屋敷神で、当の我妻家自身も氏神は熊野神社になっている。

- 3、この中には高円寺は當村、高德寺・金沢寺・長福寺は横越村と記載されている。田尻村と横越村の境界がどうなっていたのかは今もわからないままだが、明治五年の時点では金沢寺のあたりまで横越村だったことがこれによってはっきりした。(東・西田尻村・横越村が一村になったのは明治十年ということになっている。)

ただ、表題にある「當村」をどう解釈すべきか。単に「東田尻村」とすると今は西田尻にある高円寺が「東田尻村」となってしまうのだが・・・。

- 3、金沢寺にはこの戸籍の十二年前、すなわち万延元年に大般若経を求めた時の面付があり、ここには七十七人の名前がある。その中でも苗字を持っている有力者数人の名前や、他の多数の人たちの名前がここには出ていない。「戸籍之一」にあるのだろうか。その場合の居住地は「何番屋敷」になるのか。(この戸籍では一番から四十六番まで、途中は抜けていない) ちなみにこの戸籍の七年後になる明治十二年に建てられた馬鳴堂の面付がある。

これらの気になることや疑問を解消するためには、この文書の前巻にあたる「戸籍之一」の所在が明らかになる必要があるだろう。国が簡単に方針を変えらると思えないが、政権の交代もあったことでもあり、国民の「知る権利」を元にした文書公開に道をつけてほしいものである。

明治初期の戸籍が生々の形で世間に出るというのも、事の善悪はさておいてもあまり例はないだろう。つまり、戸籍としての中身は時間の経過でほとんど無意味になっており、益するとすればそれぞれの村の成り立ちを考える時の資料になるということだろう。

その先例としては明治十年十月末のものが二種類、すでに活字になっている。ひとつは『柗窪の歴史』(土屋藤一著)で、もうひとつは『下山物語』(奥山龍雄著)である。そこにはそれぞれの地区の戸籍が記録してある。

『柗窪の歴史』は何から引用したのかは明らかにされていないが、表題は「山形県管轄第九大区十二小区戸籍」である。表記は明治五年のものとは記載の順序が異なり氏神、寺が先になっている。戸数は四十二戸で氏神は山

の神、寺は当村曹洞宗慶国寺、みな平民で当人の出生年と明治十年十月時の年齢が記されている。

一方の『下山物語』の方は、かつて肝煎役をしていた渡辺市右衛門家の通司氏からの拝借したとある。村名は「明治十年十月三十一日改 山形県管轄第九大区十三小区戸籍之 羽前国置賜郡 下山村」となっており、同じ「第九大区」内だったことがわかる。

ここでは下山地区の四十六戸・五十四世帯分の戸籍を明らかにしているが、氏神と寺の記載はなく、居住地に「地番」があり、五十三番地までである。戸数と合わないのは神社や空家・村持ちの穀蔵の地番が数えられているからである。士族と平民の表記のほか、職業は「農」がほとんどだが「雑業」と書かれているものもあり、住んでいる者の出生の年月日と年齢も記載されている。ただ、この活字にされた記述が実物のとおりのかは、確かめなければならないだろう。

この二つの戸籍をみると明治五年のものとは、法が改正されたとはいえ、書式や中身がまだ定着していなかった様子うかがわれる。士族や平民の表記はこの後もしばらく残っているし、この二つの戸籍も地番表示にはなっていない。一般的には居住の表示が地番になるのは明治十九年十月からであるということになっており、このように明治五年と十年の戸籍では、法改正があったせいもあって中身かなりの違いがある。今後は明治五年の戸籍の持つ重要性はさらに増すと思われ、公開・閲覧が求められるのではなかろうか。

さて、こうした形でいわゆる「壬申戸籍」なるものが世に出てきた場合、いまさら国が何かの対応をすることも思えないが、持ち主が家から持ち出さないのでは死蔵に近くなるので、なんとか資料として役立てる方法を考えてほしいと思う。ただ、世間に知れた時に急に騒ぐ人がいたりしないかという懸念は残るので、慎重に扱う必要があるだろう。

この戸籍を見て以来、私はここしばらく味わったことのない緊張感に浸っている。明治政府の戸籍制度の発令は、かつて歴史の教科書でさらっと習った記憶がある程度である。しかし、本来は日本を近代国家に作り変えるために政府が着手した、きわめて重要な政策である。今回の「壬申戸籍」はその生の資料だろうと思う。(丸川)